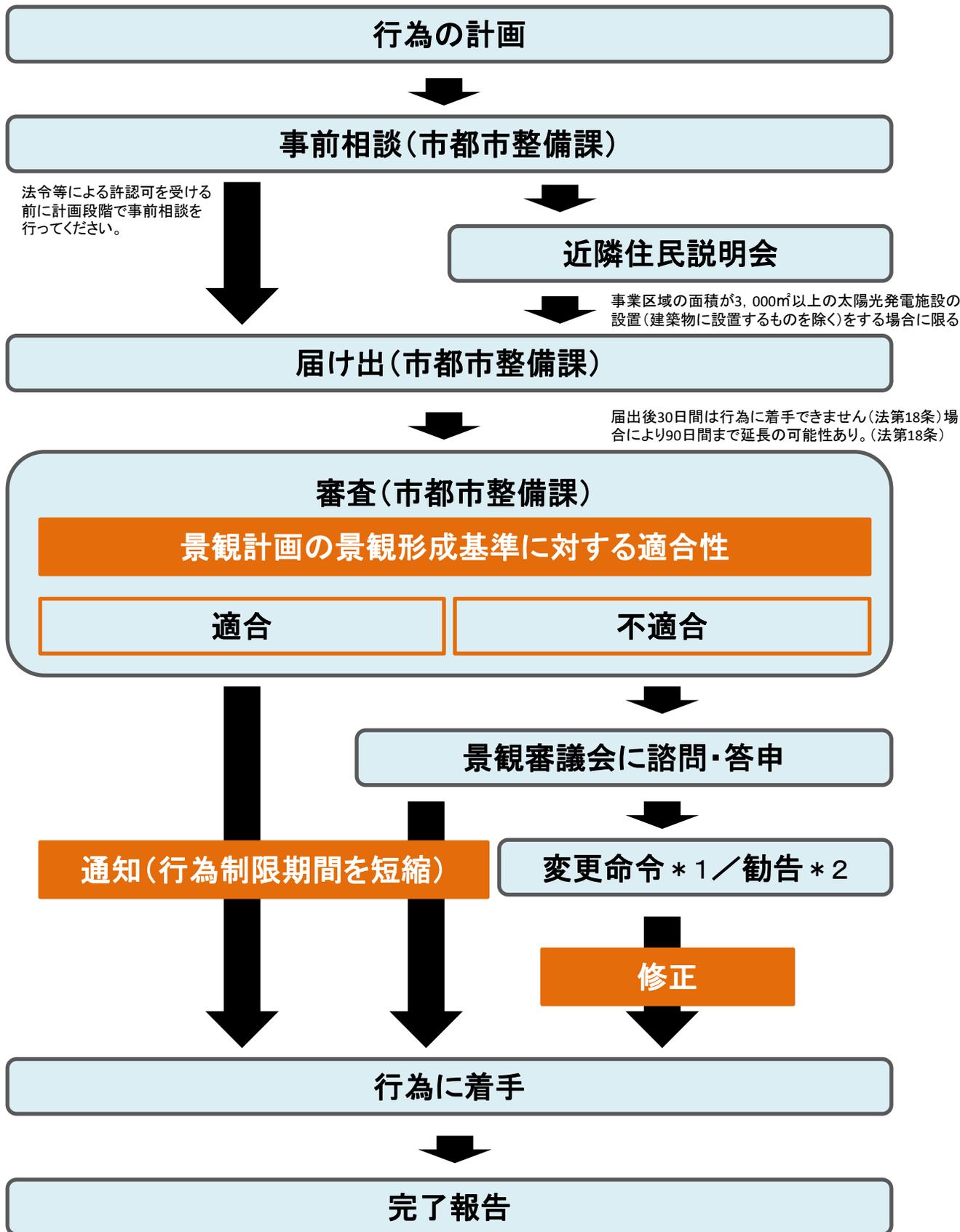


【宇城市景観条例に基づく届出(変更の届け出含む)手続きの流れ】



*1 変更命令の対象については、法第17条第1項及び条例第9条に基づく特定届出対象行為(建築物及び工作物の新增改築、移転、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更)です。

*2 勧告の対象については、変更命令の対象となる行為に加え、建築物及び工作物の撤去、屋外における自動販売機の設置、広告物の設置及び外観の変更等です。(法第16条第3項、条例第6条第5項)